⑹・⑺　（略）

⑻　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（㈣及び㈤については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠～㈤　（略）

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

⑴　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護(ⅰ)

ⅰ	要介護１	744単位
ⅱ	要介護２	852単位
ⅲ	要介護３	1,085単位
ⅳ	要介護４	1,184単位
ⅴ	要介護５	1,273単位

ｂ　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ	要介護１	853単位
ⅱ	要介護２	961単位
ⅲ	要介護３	1,194単位
ⅳ	要介護４	1,293単位
ⅴ	要介護５	1,382単位

㈡　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

ａ　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ	要介護１	734単位
ⅱ	要介護２	840単位
ⅲ	要介護３	1,070単位
ⅳ	要介護４	1,167単位
ⅴ	要介護５	1,255単位

ｂ　Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ	要介護１	841単位
ⅱ	要介護２	948単位
ⅲ	要介護３	1,177単位
ⅳ	要介護４	1,274単位
ⅴ	要介護５	1,362単位

⑹・⑺　（略）

⑻　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠～㈤　（略）

（新設）